

障がい者の雇い入れに関する声明

2017年6月19日 名市大教職員組合 本部執行委員会

これまで名古屋市立大学教職員組合（以下、組合）では、障がい者雇用について、法定雇用率を遵守するよう、当局側へ働きかけてきた。それにもかかわらず、本年2月22日付で、名古屋南公共職業安定所より、理事長宛で「身体障害者又は知的障害者の雇い入れに関する計画の適正実施について」改善勧告を受けた。この勧告の内容は、平成29年12月31日に法定雇用率に達していない場合は、企業名公表を前提とした特別指導を行うというものである。そのような事態になれば、名古屋市立大学が社会的責任を果たせなかったということのみならず、法人の信用が失墜する重大な事態を招くこととなる。

今回の勧告を受けた背景には、職場環境整備を含めた障がい者雇用に対して、当局側が真剣に取り組んでこなかったことがあげられる。昨年度、障がい者職員の駐車場確保について、再三に渡って組合が求めたにもかかわらず対応が遅々として進まず、障がい者への配慮に対する大学当局の見識のなさが露呈したことは記憶に新しい。

大学当局は障がい者をパートタイム職員で臨時的に雇用し、職員数に応じて各職場に振り分けるといった対応を法人内に周知したようであるが、暫定的な処置に過ぎず、繁忙を極める各職場で暖かく障がい者を迎える準備ができる可能性は低く、法定雇用率の達成が出来るかさえ甚だ疑問である。組合としては、安定的な障がい者雇用の実現のため、一刻も早い正規職員での障がい者雇用を求める。

以上